







# 非常用発電機保守点検

件名	非常用発電機保守点検				仕様書番号	
					図面番号	1/3
図名	表紙				縮尺	
	業務隊長	管理科長	営繕班長	電気係長	電気係	設計者 (工事企画係)
						
陸上自衛隊 竹松駐屯地業務隊					令和4年	月 日

# 仕様書

1 件名  
非常用発電機保守点検

2 場所  
長崎県大村市富の原1-1000 陸上自衛隊竹松駐屯地 117号建物

3 内容  
竹松駐屯地の非常用発電機の保守点検及びオイル等の消耗品を交換するものである。

## 4 一般事項

- (1) 本役務は本仕様書によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建設保全業務共通仕様書」定めによる他、関係法規規によるものとする。また機器メーカーの仕様により実施するものとする。
- (2) 本役務に際して事前に監督官と打ち合わせをするものとする。
- (3) 本役務の写真は、作業前、作業中、作業後、主要な作業状況及び監督官の指示する箇所を撮影するとともに、作業後隠蔽となる部分は確実に写真管理を実施するものとする。作業完了後、A4判工事写真帳に整理し監督官に提出するものとする。
- (4) 本仕様書等に記載なき事項といえども技術上当然実施すべき事項については、受注者の負担において実施するものとする。
- (5) 作業は他の施設に損傷を与えないように十分に注意して実施し、万一損傷を与えた場合は受注者の負担において原状復旧するものとする。
- (6) 本役務にあたっては、火災予防、安全管理に十分留意するものとする。
- (7) 作業実施日は、土日祝日を基本とし、事前に監督官と調整するものとする。
- (8) 本役務により発生した廃棄物は、関係法令に基づき受注者が撤出処理し、エンジンオイル等の産業廃棄物については、マニュアル(E票)の写しを監督官に提出するものとする。
- (9) 作業等に必要ない電力及び給水は、官給しないものとし、電気は発電機、給水は水タンクの搬入を基本とする。ただし、前記要領で使用できない場合は官側と調整し、メーター等を取付け、使用量に応じた料金の支払いにより使用できるものとする。

## 5 特記事項

(1) 保守点検を実施する非常用発電機の形式等は、下表のとおりとする。

製造メーカー	型式
株式会社明電舎	発電機 ZKS00HB 500kVA エンジン E-1F (小松製作所)

(2) 保守点検項目 (詳細はメーカー点検表による)

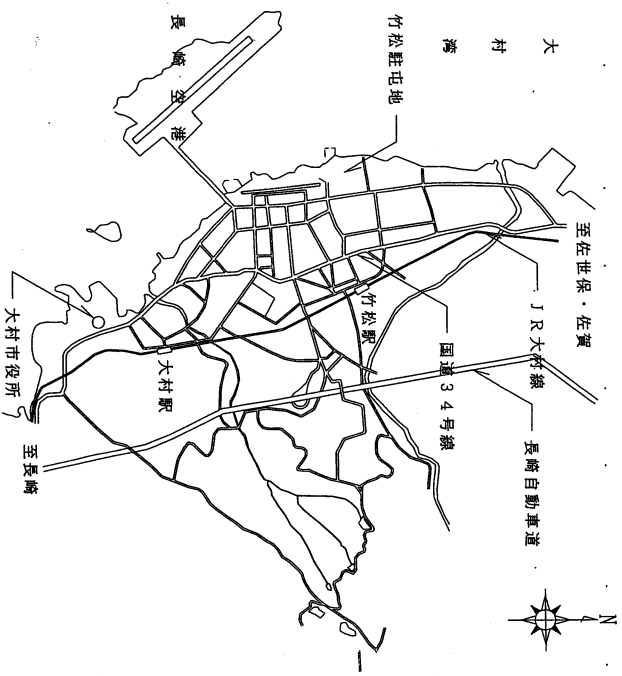
- ア エンジン関係点検
- イ 蓄電池関係点検
- ウ 制御盤・電気品関係点検 (ガス検知器含む)
- エ 発電機部点検
- オ 絶縁抵抗試験 (高圧ケーブル含む)
- カ 始動・停止試験
- キ 保護装置試験 (継電器試験含む)

(3) 交換する消耗品の種類及び数量については下表のとおりとする。

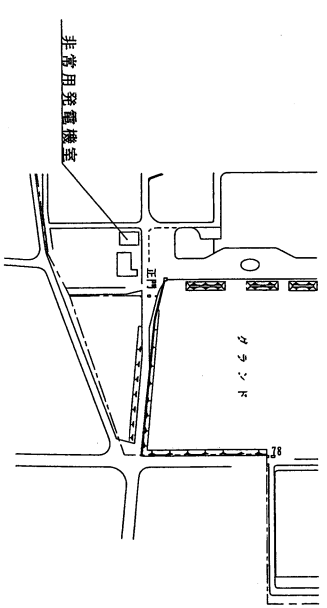
エンジンオイル量	オイルフィルター数	燃料フィルター数	ガスケット類	クーラント量
120L	2個	3個	1式	27L

※消耗品の仕様については、メーカー推奨品の同等品以上とする。

- (4) 負荷試験については実負荷試験を実施するものとする
- (5) 点検報告書には仕様書の点検項目の内容が分かる様に記載し、2部提出するものとする。



案内図 S=1:X



配置図 S=1:X

件名	非常用発電機保守点検	図面番号	2/3
図名	仕様書・案内図・配置図	縮尺	—
	陸上自衛隊 竹松駐屯地業務隊	令和4年	月 日

